

2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書 回答書

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

現状では、応能負担を原則とする保険税率にすることは難しいと考えます。なお、応益負担である均等割額については、所得に応じて7割・5割・2割を軽減する措置を実施しております。令和2年度におこなった、国民健康保険税の改正の際に、令和2年度からは、被保険者全体の方の負担が大きくなるよう改正を行いました。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

令和2年度におこなった、国民健康保険税の改正に際しては、子どもだけではなく、被保険者全体の方の負担が大きくなるよう改正を行いました。引き続き財政調整基金を活用しながら被保険者全体の方について配慮してまいりたいと存じます。

なお、子どもの均等割保険税を軽減する支援制度については、制度化の動きがあり、十分に検討してまいります。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

平成30年度決算で剰余金から法定外繰入金を差し引くと赤字となるため、今まで毎年1億円以上を繰り入れていた一般会計からの法定外繰入を6年かけて0円にする「赤字削減・解消計画」を作成しました。減額分につきましては財政調整基金で対応してまいりたいと存じます。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

【回答】

現在のところ制度の拡充は考えておりません。今後も引き続き必要に応じて生活保護担当と連携してまいりたいと存じます。

- ② 2021年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

【回答】

2021年度も昨年同様に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免を行います。また、減免のお知らせのチラシを当初賦課発送時に全戸配布を予定しております。

- (3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法44条による減免は、生保基準の1.5倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

【回答】

現在のところ制度の拡充は考えておりません。今後も引き続き必要に応じて生活保護担当と連携してまいりたいと存じます。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

他市町の状況を参考にしながら慎重に検討してまいりたいと存じます。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

申請書の受付、審査及び証明書の交付決定、通知については、保険者の責務においてあらかじめ行われるものでございます。

- (4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

【回答】

被保険者のおかれている状況やそれぞれの滞納原因に応じて、地方税法及びその他関係法令に基づき、かつ関係部署と連携を図りながら、適切に対応しております。また、地方税法に規定する徴収・換価猶予及び滞納処分の停止の要件に該当する場合は、今後も的確に行ってまいります。

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法29条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法25条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

【回答】

税の滞納処分につきましては、地方税法、国税徴収法並びにその他関係法令に基づき、今後も適切に対応してまいりたいと存じます。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、

一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

②と同様に、税の滞納処分につきましては、地方税法、国税徴収法その他関係法令に基づき、今後も適切に対応してまいります。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

①と同様に、被保険者のおかれている状況や滞納原因に応じて、地方税法その他関係法令に基づき、適切に対応してまいります。また、地方税法に規定する徴収・換価猶予及び滞納処分の停止の要件に該当する場合は、今後も適切に行ってまいります。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

一斉更新の際には、短期証該当者も含めてすべてのかたに郵送しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

一斉更新時、窓口留置は行っておりません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

現在のところ、資格証明書の発行は行っておりません。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

【回答】

現在のところ、恒常的な施策としての条例改正は考えておりません。今後、他市町の状況を参考にしながら慎重に検討してまいりたいと存じます。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

機会を捉えて、県への要望を検討してまいります。

(7) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【回答】

被保険者を代表する1号委員につきましては、すでに公募制を実施しております。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

令和元年度より、委員の定数を1人増員して11人から12人とするなど改善を行っております。

(8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあつて特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

令和2年度から、自己負担額を無料にし、利便性の向上に努めております。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

肺がん、大腸がん、前立腺がん検診につきましては、多くの医療機関で特定健診と同時に受けることができます。また、胃がん、乳がん、子宮がん検診におきまして、実施医療機関は限られますが、特定健診と同時に受けることができます。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

特定健診の案内通知や再勧奨通知を個別に送付しております。また、再勧奨通知につきましては、対象者のかたの特性に応じた内容とし、より受診につながるよう工夫しております。さらに、今年度からは、ショートメールメッセージでの再勧奨案内も行い、新たな形態での働きかけも実施しております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

業務の性質上、健康診断結果や相談内容、通知等はほとんど個人情報であることから、窓口、電話でのやり取り、記録文書等の取り扱いについては、適正な管理に努めております。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【回答】

今後、団塊の世代が後期高齢者になるため、ますます少子高齢化が進む中、負担能力のある方に可能な範囲で負担していただくが必要であると考えます。また、急激な負担増に配慮し、通院回数の多い外来患者に対しては導入から3年間は1カ月分の負担増を3千円以内に抑える措置等があることの周知徹底に努めてまいります。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

昨年度から、後期高齢者健康診査の自己負担金を無料にしました。また、各種がん検診やインフルエンザ等の予防接種につきましても、非課税世帯のかたは、事前の申請で自己負担金が無料

となります。低所得の高齢者のかたが、健（検）診や予防接種を受けやすい環境整備に努めております。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

予約制の健康相談事業、各種健康講座等を実施しております。また、各種健康に関するリーフレットは市役所窓口等に設置するとともに、事業の参加者等に対しては、随時、配布しております。

さらに、昨年度からは、後期高齢者健康診査の自己負担金を無料とし、より多くの方に受診していただけるようにいたしました。今後もあらゆる機会を通じて保健事業の周知を図り、健康づくりに取り組みやすい環境づくりに努めてまいります。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

昨年度からは、後期高齢者健康診査の自己負担金を無料とし、より多くの方に受診していただけるようにいたしました。がん検診については、検診費用の一部を自己負担金としていただいておりますが（300～1,400円）、住民税非課税世帯のかた、生活保護世帯のかたは、自己負担金の費用免除の制度があり、受診前にお手続きをしていただければ無料で受診できます。この制度については、蓮田市がん検診のご案内や広報、ホームページなどで周知を行っております。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあつて地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【回答】

公立・公的病院の再編統合に関する協議の場として、埼玉県利根地域保健医療・地域医療構想協議会がございませう。協議会には、自治体職員も委員として出席しておりますので、必要に応じて市の意見を述べてまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

埼玉県地域保健医療計画の内容を把握し、県からの依頼に応じて、看護職等の再就職に向けた研修案内などを広報に掲載し、県の取り組みを支援しております。また、高等職業訓練促進給付金として、看護師や介護福祉士等の資格取得を目指す母子家庭、父子家庭を支援しております。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあつてなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

健康増進課の人員体制については、人事担当課とも協議しながら、検討してまいります。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

【回答】

高齢者施設等においては、県においてPCR検査を実施しております。また、保健所のPCR検査については、保育園や学校等の感染症発生時においては、感染拡大防止のため、濃厚接触者以外にも、検査対象を拡大して実施しております。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模なPCR検査を行ってください。

【回答】

感染者を早期に把握できるような大規模なPCR検査体制については、感染状況を踏まえて、国や県等を中心に実施していることと存じます。市におきましては、国や県の情報に注視してまいりたいと存じます。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

【回答】

市では、集団会場及び市内23か所の医療機関において、高齢者のかたから段階的に接種を進めております。国からのワクチンの供給量を見ながら、可能な限り速やかに、また安心して接種していただくよう、努めております。

2. **だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために**

1. **1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。**

アンケート結果によれば2021年度の介護保険料の改定で、据え置きが12自治体、引き上げは44自治体(平均年額5,255円増)がありましたが、7市町村では平均年額1823円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

介護サービスの需要が増大する中で、これを見極めつつ、介護保険制度の持続可能性を担保できるように、保険料を設定したところ、今回は保険料を引き上げなければなりませんでした。今後もサービス全体の状況を踏まえ、できるだけ住民の負担軽減に努めたいと思います。

2. **新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。**

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した2020年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021年度も実施してください。

【回答】

2020年度は40件の申請に対して、総額1,985,100円の減免決定をいたしました。2021年度についても、国の指針に沿って、引き続き減免を実施していきたいと思っております。

3. **低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。**

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

現在、蓮田市においては、低所得者を対象として、保険料の減免措置や利用料の助成措置に関する制度がございます。

保険料の軽減については、個々の負担能力に応じた減免措置を講じてまいります。

4. **介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。**

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

利用料限度額については、国が定める制度であり、その区分についても所得状況により異なります。これに対して、一律に独自の助成をした場合、かえって負担のバランスを崩してしまう可

能性もあり、段階的に助成をするにしても、その判断が難しく、自治体による独自の助成は困難になっております。ご理解いただきますようお願いいたします。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

負担割合については、段階的に分かれており、所得に応じた応益負担となっているため、それに伴う利用抑制を行うものではありませんが、各負担割合の利用者の実態把握については、努めていきたいと思っております。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

食費及び居住費負担軽減については、国が定める部分が大きく、その制度趣旨に反する独自の助成は困難ですが、サービス利用希望者に制度の内容や、改正があったときにはその内容を適切に周知するなど、利用困難とならないよう促して参ります。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

介護事業所の経営状況把握については、新型コロナウイルス感染拡大のみが影響しているわけではなく、また、国の指針などが示されているわけでもないため、非常に難しいのが現状です。そのため、財政支援も非常に難しいと言わざるをえませんが、事業所の職員と窓口で接する機会も多いため、そのような機会を利用し、少しでも状況把握に努められればと思います。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供については、国から分配されたものを、各事業所の規模に応じて、配分しております。今後必要であれば、自治体として検討して参ります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【回答】

ワクチン接種については、施設の主治医が所属する自治体と結びつくため、施設の主治医と調整のうえ、順次進めて参ります。また、公費による定期的なPCR検査については、県が行っているため、希望の事業所に対しては制度の紹介ができるようにいたします。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

第8期介護保険事業計画の中ですでに予定されているものとして、特別養護老人ホームについては埼玉県と協議した1施設を予定しております。また、小規模多機能施設など地域密着型サービスについても、1施設を公募選定しております。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センターは、令和3年4月から蓮田駅西口行政センター内に1か所増設して、3か所での運営を開始しました。介護保険事業計画に位置づける日常生活圏域（黒浜、蓮田、閩戸・

平野) ごとに設置することにより、高齢者がより身近な場所で相談支援を受けられる体制が整いました。3か所の地域包括支援センターが、定期的な会議や研修をとおして情報を共有し、連携しながら更なる体制の充実、機能強化を図ってまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

令和2年度、蓮田市の備蓄につきまして、障害福祉施設及び高齢者施設にマスク、消毒液を配布したほか、埼玉県の影響によりマスク等を施設に、在宅で医療的ケアが必要な障がい児のいるご家庭に配布させていただきました。また、埼玉県から直接、各施設にマスク等を配布したということも聞いております。

国が障がい福祉サービス施設・事業所等に直接交付する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、必要な周知を行いました。

事業所に対する衛生用品の配布につきましては、国の制度などにも注視するとともに、埼玉県、関係課などと連携を図りながら検討してまいります。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

【回答】

埼玉県では、発熱などがある場合に受診し、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ両方の診療ができる医療機関を「埼玉県指定診療・検査医療機関」として公表しており、蓮田市内には11箇所あります。

また、埼玉県受診・相談センターでは、受診先の確認や、医療機関を受診すべきか迷う場合などの対応について相談することができます。

入院体制の確保につきましては、市で実施することは困難です。必要に応じて埼玉県と連携を図ってまいりたいと思います。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

【回答】

障がい者施設の職員不足につきまして、現状、市で対応することは困難です。国や埼玉県の制度を注視しながら、必要に応じて検討してまいりたいと思います。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

障がい者手帳をお持ちの基礎疾患を有するか等については、先行予約期間を設けております。また、接種につきましては、集団接種会場及び市内23か所の医療機関において、実施しております。

2、障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

【回答】

蓮田市は、埼玉葛北地区地域自立支援協議会構成市町である幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町とともに委託契約を行い、令和3年3月に地域生活支援拠点「オリーブ」を設置しました。圏域内の障がい福祉施設と協力し、事業を実施する面的整備型による整備です。

「オリーブ」には、関係機関との調整役としてコーディネーターを、協力いただく事業所ごとに担当者であるナビゲーターを設置し、事業を進めてまいります。

具体的な取り組みとしては、圏域内にある入所施設、通所事業所など関係機関とともに、関係者会議を開催し、情報共有を図り、連携を強化してまいります。

地域生活支援拠点の機能である「緊急対応」のほか、「体験の場・機会の提供」として、入所施設等を利用したことがない方にも、体験する機会の場を提供してまいりたいと考えております。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

地域生活支援拠点の整備については、機能を1つの施設に集約した「多機能拠点整備型」があります。蓮田市を含めた3市2町では、新たに施設整備することは難しいと判断し、「面的整備型」により地域生活支援拠点を整備したところです。こうしたことを踏まえますと、施設整備について独自補助を予算化することは難しいと考えます。

入所施設等につきましては広域的な施設であります。蓮田市に入所施設等が整備されたとしても、蓮田市内に住んでいる方が優先的に入所できるものではありません。また、入所施設の整備に関しまして、平成28年3月議会において「入所更生施設の建設促進に関する請願」が採択されています。施設整備に係る独自補助につきましては、こうした状況を総合的に鑑みまして、検討していくものと考えます。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

地域生活支援拠点につきましては、埼玉葛北地区地域自立支援協議会、3市2町、入所施設等、通所事業所、相談支援事業所などの関係機関と連携を図り、事業を実施してまいります。

地域生活支援拠点整備に向けたこれまでの取り組みとしまして、障がい福祉サービス事業所と連携し、通所事業所の利用者に対し、入所施設の体験入所を実施していただきました。利用者をはじめ事業所職員からも、実施にあたっての感想を聴かせていただいております。また、圏域内にある通所事業所13施設の利用者を対象に、緊急時対応意向調査を実施し、241名から回答がありました。

今後も、地域生活支援拠点や関係機関と連携を図りながら、当事者の声を反映し、事業を推進できるよう努めてまいります。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思えますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

蓮田市の入所施設の待機者数は、令和3年5月1日現在、27人で、埼玉県全体ですと1,594人となっています。共同生活援助、いわゆるグループホームの利用を希望される方については、適宜、相談支援事業所などと協力し、調整を行っておりますので、グループホームの待機者

数については把握しておりません。

第6期埼玉県障害者支援計画では、各障害保健福祉圏域における障害福祉サービスの見込量を設定しています。蓮田市を含む利根障害保健福祉圏域における施設入所支援の見込量につきましては、令和3年度が542人、令和4年度が541人、令和5年度が541人となっています。グループホームのサービス見込量につきましては、令和3年度が634人、令和4年度が669人、令和5年度が707人となっています。

令和3年3月に策定したかがやきはすだプラン（蓮田市第3次障がい者基本計画、蓮田市第6期障がい副櫛計画、蓮田市第2期障がい児福祉計画）では、施設入所支援の見込量につきましては、令和3年度が63人、令和4年度が64人、令和5年度が65人となっています。共同生活援助のサービス見込量につきましては、令和3年度が50人、令和4年度が53人、令和5年度が58人となっています。

入所施設及びグループホームにつきましては広域的な施設になります。蓮田市内にある施設のみで、サービス見込量を確保するものではございません。市内・市外に関わらず、利用者に合った施設を利用できるよう努めております。

入所施設等の整備につきましては、市で整備するものではなく、整備・運営を希望する法人等をお願いすることとなります。整備にあたっては、整備する土地や整備費用の確保をはじめさまざまな課題があるかと思われま。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

福祉課には障がい者（成人）を主に担当するケースワーカーが3名、子ども支援課には障がい児を担当するケースワーカーが2名配置されており、相談対応を含め、緊急事例にも適宜、対応しています。さらに、3市2町で構成される埼玉葛北地区地域自立支援協議会では、基幹相談支援センター及び3つの委託相談支援事業所を設置し、支援体制の充実を図っています。

このほか、令和3年3月に、埼玉葛北地区地域自立支援協議会構成市町で地域生活支援拠点を共同で設置しました。地域生活支援拠点は、①相談、②緊急対応、③体験の場・機会の提供、④専門的人材の育成、⑤地域の体制づくりの5つの機能を有しています。緊急時には、地域生活支援拠点、市町、関係機関が連携し、対応してまいります。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

【回答】

施設入所支援利用者で、土日等に帰省しているケースを全て把握できてはおりませんが、帰省時に障がい福祉サービスを利用している方はおります。

このように、施設入所支援を利用している方でも、帰省した際に居宅介護などの障がい福祉サービスを利用することは可能となっておりますので、福祉課までご相談いただきたいと思います。ただし、国の制度上、帰省時、居宅介護などの障がい福祉サービスを利用した日については、施設入所支援に係るサービス報酬は請求できないことになっておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

埼玉県では、重度心身障害者医療費助成制度の対象者につきまして、本当に経済的負担の軽減が必要な低所得者に限定し、医療費負担の可能な方に負担をいただくという考えに基づき、所得制限の導入を行いました。市においても、この制度改正の趣旨を受けまして、所得制限を導入したところ です。

また、年齢制限につきましては、埼玉県において、将来的に重度心身障害者医療費助成制度の維持が困難になるとの懸念から、精神障害者保健福祉手帳1級所持者を新たに対象とすることとあわせて、65歳以上の新規該当者を対象外とする制度改正を行いました。あわせて、市でも年齢制限を設けたところ です。

現在のところ、市としまして、制度を安定的に継続させるため、また制度における公平性の確保という観点から、所得制限および年齢制限を廃止する予定はございません。

なお、一部負担金の導入については、予定しておりませんのでご理解賜りますようお願いいたします。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

現在、蓮田市では、市内医療機関について現物支給を実施しております。市外医療機関については、一度医療機関でお支払いただく償還払いとなっています。

現物給付の広域化につきましては、埼玉県が、未就学児を対象とした県内全域での現物給付化を令和4年10月より実施すると聞いております。蓮田市でも、こうした動きに向けて、事務処理を進めていくこととなります。

現在のところ、対象者は未就学児となっておりますが、今後、現物給付の対象者の拡大が可能かどうかも含めまして研究してまいりたいと考えております。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

重度心身障害者医療費助成制度は、対象の方が医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を県と市で助成するもので、精神障害者は1級だけが対象となっています。2級について医療費助成の対象とするためには、市独自に財源を措置しなくてはならず、厳しい状況です。

2級までの対象拡大につきましては、昨年度に引き続き、埼玉県国保医療課長に対し、令和3年3月にさいたま市を含め12市町村とともに「埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金の医療費助成対象者に2級所持者も加えていただきたい」との要望書を提出いたしました。

今後、埼玉県の動向や近隣市町村の状況もみながら検討してまいります。

(4) 行政として、二次障害(※)について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者(他の障害も含まれます)は、その障害を主な原因として発症する二次障害(障害の重度化)に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【回答】

障がい福祉サービスは、障害支援区分によって利用できるサービスが定められています。障害支援区分は市が行う認定調査、医師の意見書、障害認定審査会での総合的な判定を踏まえて市が認定するものです。

障害支援区分は3年ごとに見直しておりますが、市が行う障害支援区分認定調査にあたっては、障がいの重度化なども考慮しまして、調査書を作成しておりますし、医師の意見書についても、現在の状況について作成いただいております。このように、障がいが重度化したとしても、そうした状況に対応した障害支援区分の決定を行い、適切な障がい福祉サービスが利用できるようにしております。

二次障害の進行をおさえることにつきましては医療の分野であり、福祉課では専門的な知識があるわけではございません。医療機関への啓発は難しいですが、必要に応じて連携を図ってまいりたいと思います。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

蓮田市では障害者生活サポート事業を実施済みです。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

【回答】

令和2年度において、生活サポート事業に対する市から事業所への補助額計は1,593,345円、うち県から市への補助金が813,000円ありました。県との割合負担以外の市独自の持ち出し金額はありません。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

障害者生活サポート事業の利用時間の上限150時間につきましては、埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の内容を踏まえて、決定しているものです。上限を150時間より拡大するには、150時間を超える部分については県補助金の対象とはならないため、市で財源を措置する必要があります。

なお、令和2年度における障害者生活サポート事業の利用実績を申し上げますと、利用者は32名で、1人あたりの平均年間利用時間数は22.3時間となっております。こうした現状をかんがみまますと、障害者生活サポート事業の上限150時間につきましては妥当であると考えております。今後、個人の利用状況や埼玉県の状況などをみながら、利用時間の拡大の必要性を検討してまいりたいと思います。あわせて、制度充実についても研究してまいりたいと考えております。

- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

生活サポート事業の利用者負担額につきましては、埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱の基準にあわせて決めております。生計中心者の前年所得税課税年額が70,001円以上の世帯は1時間あたり950円で、利用者世帯の生活中心者の前年所得税課税年額に基づき負担額の軽減を図っています。

今後につきましては、県の要綱改正や近隣市町などの状況もみながら、検討してまいりたいと考えております。

- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

前述したとおり、非課税世帯は利用負担がありません。それ以外のかたについては応益負担も必要だと考えます。しかし、事業実施上、補助増額や低所得者も利用できるよう応能化が必要となれば検討いたします。

6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

- (1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

蓮田市では、初乗り料金改定を受けて、配布枚数を24枚から36枚に増やしました。補助券の検討につきましては、蓮田市のみで決定できるものではなく、福祉タクシー運営協議会で検討することとなります。

- (2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

蓮田市では自動車等燃料費及び福祉タクシー利用料金の助成を実施しています。どちらの事業も利用券を交付するもので、事業の性質上、介助者付き添いの制限等は設けていません。また、助成の対象者の条件はありますが、所得制限や年齢制限は設けていませんし、現在のところ、導入する予定もございません。今後も、重度心身障害者の日常生活の利便と経済的負担の軽減に努めてまいります。

- (3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

機会を捉えて、県への要望を検討してまいります。

7、災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

当市では、災害対策基本法に基づき、以下のとおり、災害時に自ら避難することが困難なかたの情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成し、いざという時に備える取り組みを行っています。

- (1) 介護保険で要介護認定の3～5を受けているかた
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている、次のいずれかのかた
 - ①障害の程度が1級若しくは2級のかた
 - ②障害の程度が1級～6級の障がい児
- (3) 療育手帳の交付を受けている、次のいずれかのかた
 - ①障害の程度が○A若しくはAのかた
 - ②障害の程度が○A、A、B、Cの障がい児
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていて、障害の程度が1級のかた
- (5) 75歳以上のひとり暮らし高齢者のかた
- (6) その他、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自ら行うことが困難なかたで、

ご本人の希望によるもの

また、登載者ごとに「個別計画書」を作成し、避難経路や避難場所の確認を行っています。併せて、指定避難所のバリアフリーについても確認し、安心して避難生活を送れるよう努めます。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所とは、指定避難所（公共施設や、小学校の体育館など）での生活が困難な高齢者や障がい者を受け入れる二次的な避難施設です。現在、蓮田市においては老人福祉センター、県立蓮田特別支援学校、総合文化会館ハストピアを福祉避難所として指定しております。市が災害後の被害状況や利用状況などを確認した上で、受入れの支援を行います。

また令和3年5月に災害対策基本法の一部改正に伴い、受入対象者の特定など、体制の構築に努めます。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

蓮田市地域防災計画においては、支援物資等の供給は、備蓄倉庫から各避難所、集積拠点「総合市民体育館」から各避難所へ輸送することとなっております。また、食料や生活必需品等の供給は、原則として避難所において行うこととなっております。避難所以外の方への物資の供給方法等については、自治会や自主防災組織を通じて物資の供給が可能になるよう体制構築を進めています。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

現在、避難行動要支援者名簿については、蓮田市地域防災計画において、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織）へ「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。」と定められております。民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示等については、今後、調査・研究してまいりたいと存じます。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

自然災害、感染症発生については、「蓮田市地域防災計画」において、それぞれ方策と担当部署を定めており、対策を推進しております。関係機関とも平時より情報連携を密に行い、発災時などに対応できるよう体制を構築していきます。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

【回答】

障害福祉関連事業の削除、廃止などはありません。令和3年度は、地域生活支援拠点の運営に係る予算を計上しました。引き続き、障がい福祉施策の推進に努めてまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

国基準の待機児童数は24人です。国へ報告する待機児童に算入されない者を含めると、45人になります。その内訳は、0歳児が11人、1歳児が27人、2歳児が2人、3歳児が4人、4歳児以上1人という状況です。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

公立保育園3園において、1歳児の受け入れを2人、3歳児の受け入れを2人増員しました。私立保育園1園において、1歳児の受け入れを2人、2歳児の受け入れを1人、3歳児の受け入れを3人増員しました。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

待機児童解消のため、蓮田市では平成28年4月に開園した私立の認可保育園である花星保育園(定員72名)の施設整備に補助金を交付し、支援を行いました。平成28年10月には、公立保育所である蓮田みぬま保育園を開園し、平成30年3月に老朽化していた中央保育園の建替工事、平成31年3月に東保育園の改築が完了したことで児童の受け入れ数を85名増やすことができました。令和元年度からは、私立の認可保育園の誘致も積極的に進めており、令和元年8月には、認可の小規模保育所である「ゆめの木保育園」(定員12名)が開園し、令和2年4月には、認可保育園である「とねの会はすだ保育園」(定員72名)が開園しました。令和3年4月には、花星保育園が認定こども園に移行し、定員が、幼稚園部分6名、保育園部分77名の合計83名となった他、蓮田駅西口再開発ビルの1階テナントスペースに認可の小規模保育所である「スクルドエンジェル保育園蓮田駅前園」(定員19名)が開園しました。今後も、令和2年度から6年度を計画期間とする第二次子ども・子育て支援事業計画に基づき、公立保育所を維持しつつ、私立の認可保育所及び認可の小規模保育所の誘致を進めています。また、待機児童解消のため、さまざまな手法を研究しながら、最適な方法で対応したいと考えております。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

当市では、受け入れ枠の設定は行っておりませんが、市内の全事業所において、育成支援を受け入れられる体制を整えております。また、保育士の増員等の人員配置についても、検討していきます。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

(該当なし)

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、備品(机)を購入し、密にならなように工夫したり等、保育中に、保育士が感染症防止対策に常に意識して実施しております。

早朝保育や遅番保育の時間帯については、乳児クラス、幼児クラスと分離して保育を実施している等、児童が密にならないような保育を実施しております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士の処遇改善等につきましては、今後も検討してまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳~2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食料費(副食費)が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

認可保育施設の副食費について、所得の一定以下の金額の世帯については免除になりますので、「無償化」により所得が低い方の負担が増えることはありません。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。

そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

保育の質の低下や格差が生じないように、認可外保育施設に対して、立ち入り実施指導等に努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

現在、蓮田市では公立保育園の統廃合等を行う予定はありません。また、保護者が育児休業中の継続入園を希望する場合には、在園児童の保育の継続利用を認めております。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

平成 29 年度に蓮田ねがやど学童保育所、黒浜南学童保育所を整備しました。今後も引き続き、学童保育を必要とする児童・家庭が入所できるよう、待機児童数の状況を踏まえ、施設整備に努めてまいります。

蓮田市の学童保育所では、1 支援の単位を 30 名以下、児童 1 人当たり 1.65 m²以上となるように設定し、子どもたちの安心・安全に配慮するようにしています。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 41 市町(63 市町村中 65.1%)、「キャリアアップ事業」で 32 市町（同 50.8%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

令和 2 年度からは指定管理者が公立学童保育所の運営を実施しております。このことに伴い、公立学童保育所全施設において、課題であった「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を新たに実施し、指導員の処遇改善及び統括管理責任者の設置等による安心・安全な運営を実施しております。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

埼玉県が実施する補助事業となります。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18 歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18 歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

【回答】

令和 3 年 1 月診療分から通院及び入院の子ども医療費無料化を 18 歳年度末まで拡充しました。今後も引き続き継続して実施していきます。

- (2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

【回答】

国や県に対し、中学校 3 年までの子ども医療費助成制度における補助について、全国市長会を通じて要望しているところですが、引き続き、機会を捉えて要望していきたいと考えております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで 2020 年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の

申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

【回答】

面接相談員を1名設置し、幅広く相談を受け付け、申請意思が確認できた場合には、速やかに保護申請を受け付けております。ホームページや保護のしおりを作成しております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会を行わないよう改善してください。

【回答】

生活保護法第4条第2項に基づいて、申請者の扶養義務者に対し照会を行っております。条文には「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」と規定されております。

扶養義務者調査の対象者は、申請者の三親等内の親族ですが、その中で、生活保護受給者、未成年者、概ね70歳以上の高齢者、10年程度音信不通の親族等には、福祉事務所内で検討の上、扶養の可能性が期待できない者として、調査を行わないこともできます。

また、申請者がDV被害者である場合等には、調査を行わないなど、二次被害が生じることをないように十分に配慮しております。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

【回答】

決定・変更通知書につきましては、生活保護システムから出力しております。今後、システム委託会社と検討してまいります。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

【回答】

当市では、標準数を上回る人数で運営しております。また、ケースワーカーは、全員社会福祉主事を有し、社会福祉士を2名配置しております。内部研修も昨年度は3回行い、OJTを通し、スキルアップを行っております。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでく

ださい。

【回答】

申請時、居宅がない方については、無料低額宿泊所を案内しています。ただし、居宅での自立した生活が可能と判断された場合は、速やかに居宅設定を行っております。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【回答】

生活困窮者自立支援事業から、生活保護に繋ぐ事はあっても、申請を阻害する事はありません。また、相談者が生活保護を希望する場合は、生活困窮者自立支援事業を通さず、直接生活保護担当が相談にのります。その結果、生活保護に該当にならない場合は、生活困窮者自立支援事業に繋ぐ等、第二のセーフティーネット機能を活用しています。

以上